処分に係る滞納処分費を増大させる行為をした場合を加えることとした。（第二八条関係）

2　滞納処分に関する検査拒否等の罪の適用対象に、国税徴収法の規定の例により行う徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した場合を加えることとした。（第二九条関係）

五　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の一部改正関係

1　滞納処分に関する罪の適用対象に、滞納処分の執行を免れる目的で、その現状を改変して、その財産の価額を減損し、又はその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をした場合を加えることとした。（第二四条関係）

2　滞納処分に関する検査拒否等の罪の適用対象に、国税徴収法の規定の例により行う徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した場合を加えることとした。（第二五条関係）

六　特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の一部改正関係

1　滞納処分に関する罪の適用対象に、滞納処分の執行を免れる目的で、その現状を改変して、その財産の価額を減損し、又はその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をした場合を加えることとした。（第二六条関係）

2　滞納処分に関する検査拒否等の罪の適用対象に、国税徴収法の規定の例により行う徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した場合を加えることとした。（第二七条関係）

七　総務省設置法の一部改正関係

総務省等の所掌事務から、地方道路譲与税に関する事務を削除することとした。（附則第二条及び第四条関係）

八　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和五年四月一日から施行することとした。

◇地方交付税法等の一部を改正する法律（法律第二号）（総務省）

一　地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正関係

1　地方交付税の総額の特例（地方交付税法附則第四条及び第四条の二並びに特別会計に関する法律附則第四条、第九条～第一一条及び第一二条の四関係）

㈠　令和五年度分の通常収支に係る地方交付税の総額については、地方交付税法第六条第二項の額に、法定加算額一五四億円及び地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等による加算額二、二〇〇億円を加算した額から、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金償還額一兆三、〇〇〇億円、同特別会計借入金利子支払額五七二億円並びに平成二〇年度分、平成二一年度分、令和元年度分及び令和二年度分の地方交付税の総額から減額することとされていた額二、四六〇億七、七〇八万二、〇〇〇円及び令和六年度以降の地方交付税の総額から減額することとされていた額のうち四、九二二億円を控除した額とすることとした。

㈡　交付税及び譲与税配付金特別会計借入金について、令和五年度の償還額を増額し、令和三五年度までに償還することとした。

2　基準財政需要額の算定方法の改正（地方交付税法第一二条、第一三条、附則第六条、第六条の二及び別表関係）

㈠　地域社会のデジタル化の推進に要する経費の財源を充実するため、「地域デジタル社会推進費」の期間を令和七年度まで延長することとした。

㈡　こども・子育て支援施策の充実、児童虐待防止の充実、保健所の体制強化、障害者の自立支援の充実、介護給付の充実に要する経費の財源を措置することとした。

㈢　看護、介護、保育、幼児教育等に係る人材の処遇改善等に要する経費の財源を措置することとした。

㈣　特別支援教育、私学助成等教育施策に要する経費の財源を充実することとした。

㈤　光熱費の高騰を踏まえ、学校、福祉施設、図書館、文化施設等の地方公共団体の施設の光熱費の財源を充実することとした。

㈥　その他制度の改正に伴って必要となる経費及び地方公共団体の行政水準の確保のために必要となる経費の財源を措置することとした。

㈦　臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすることとした。

3　基準財政収入額の算定方法の特例（地方交付税法附則第七条の四関係）

令和五年度において、東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図る等のための固定資産税の課税免除の措置等による減収額として総務省令で定める額の一〇〇分の七五の額を加算する特例を設けることとした。

4　特定被災地方公共団体に係る普通交付税の算定方法の特例（地方交付税法附則第九条の二関係）

令和五年度において、特定被災地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に関し、必要な特例措置を設けることとした。

5　震災復興特別交付税に関する特例（地方交付税法附則第四条及び第一一条～第一五条関係）

㈠　震災復興特別交付税に充てるため、令和五年度分の地方交付税の総額に六五四億一七二万円を加算することとした。

㈡　その他震災復興特別交付税に関する所要の特例を設けることとした。

二　地方財政法の一部改正関係

令和五年度から令和七年度までの間に限り、臨時財政対策債を発行することができることとした。（第三三条の五の二関係）

三　この法律は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇所得税法等の一部を改正する法律（法律第三号）（財務省）

一　所得税法の一部改正関係

1　給与所得者の特定支出の控除の特例の適用を受ける際の確定申告書等の添付書類について、改正前の給与等の支払者による次に掲げる支出が特定支出に該当する旨の証明の書類の添付に代えて、キャリアコンサルタントによる次に掲げる支出が特定支出に該当する旨の証明の書類の添付ができることとした。（所得税法第五七条の二関係）

㈠　職務の遂行に直接必要な技術又は知識を習得することを目的として受講する研修（人の資格を取得するためのものを除く。）のための支出（雇用保険法に規定する教育訓練に係る部分に限る。）

㈡　人の資格を取得するための支出で、その支出がその者の職務の遂行に直接必要なもの（雇用保険法に規定する教育訓練に係る部分に限る。）

2　事業所得者等の有する棚卸資産、事業用資産等につき特定非常災害の指定を受けた災害により生じた損失（以下「特定被災事業用資産の損失」という。）を有する者の特定被災事業用資産の損失による純損失の金額及び特定非常災害発生年において生じた純損失の金額のうち次に掲げるものの繰越期間を五年（改正前三年）とすることとした。（所得税法第七〇条の二関係）

㈠　青色申告者でその有する事業用資産等の価額のうちに特定被災事業用資産の損失額の占める割合が一〇分の一以上であるものは、被災事業用資産の損失による純損失を含む特定非常災害発生年において生じた純損失の金額

㈡　青色申告者以外の者でその有する事業用資産等の価額のうちに特定被災事業用資産の損失額の占める割合が一〇分の一以上であるものは、特定非常災害発生年において生じた被災事業用資産の損失による純損失と変動所得に係る損失による純損失との合計額

3　居住者の有する住宅、家財等につき特定非常災害の指定を受けた災害により生じた損失について、雑損控除を適用してその年分の総所得金額等から控除しても控除しきれない損失額についての繰越期間を五年（改正前三年）とすることとした。（所得税法第七一条の二関係）